

## 国民年金保険料

# 学生納付特例制度

学生納付特例制度とは、所得の少ない学生が、申請により保険料の納付が猶予される制度です。

この制度を利用することで、将来の年金受給権の確保だけでなく、障害を負ったときの障害基礎年金の受給資格を確保できます。

### 対象

大学(大学院)、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校等に在学し、前年所得が基準以下の方または退職(失業)等の理由がある方

### ●所得の目安

128万円 + (扶養親族の数 × 38万円) + 社会保険料控除等

※対象とならない学校があります。

### 申請期間

4月から、令和6年度分の受け付けを開始します。承認された場合は、4月から令和7年3月までの納付が猶予されます。

また過去に納め忘れがある場合は、2年1か月までさかのぼって申請できます。

### 必要なもの

- ①マイナンバーカード(個人番号がわかるもの)もしくは基礎年金番号がわかるもの(基礎年金番号通知書または年金手帳等)
- ②学生証(コピー可)または在学証明書

### 注意点

学生納付特例が承認された期間は、年金を受給するために必要な期間(受給資格期間)に算入されますが、**年金額には反映されません**。この期間を10年以内に納付(追納)すると、年金額に反映されます。

☎**国民年金課国保年金班** ☎84-1214

## 国民年金基金からの お知らせ

国民年金基金は、自営業者やフリーランスの方々が、ゆとりある老後を過ごせるよう、国民年金に上乘せる公的な年金です。

加入できる方は、20歳以上60歳未満の国民年金の一号被保険者の方、60歳以上65歳未満の方や海外に居住されている方で、国民年金に任意加入されている方です。

基本は終身年金なので、生涯にわたって年金を受け取ることができます。

支払った掛金は全額、社会保険料控除の対象となり、所得税や住民税が軽減されます。



↑資料請求はこちらから

☎**国民年金基金**

☎0120-65-4192

☎**国税務課収納対策班** ☎84-1212

☎**住民課国保年金班** ☎84-1214

☎**福祉課介護班** ☎84-1257

## 令和6年度 町税等納期限カレンダー

納期月	納期限		町県民税	固定資産税	軽自動車税	国民健康保健税	介護保険料	後期高齢者医療保険料
5月	5/31	金		1期(全期)	1期(全期)			
6月	7/1	月	1期(全期)					
7月	7/31	水		2期		1期(全期)	1期(全期)	1期(全期)
8月	9/2	月	2期			2期	2期	2期
9月	9/30	月	3期			3期	3期	3期
10月	10/31	木	3期			4期	4期	4期
11月	12/2	月		4期		5期	5期	5期
12月	1/6	月	4期			6期	6期	6期
1月	1/31	金				7期	7期	7期
2月	2/28	金				8期	8期	8期

※納期限は納期月の末日です。各納期月の末日が土・日曜日にあたる場合は、次の役場開庁日が納期限日になります。

※全期とは、口座振替で全期振替の手続きをしている場合に、最初の納期限日(第1期の納期限)に全額振替になることをいいます。